

放課後児童保育室の運営につきまして、令和4年度から以下の点を変更させていただきますことになりました。

保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。詳細については、市ホームページの「放課後児童保育室の運営に係る令和4年度からの変更について」のページを御覧ください。

《令和3年度との変更点》

●保育料の額及びその算定に用いる世帯の階層区分について

利用児童の増加に伴い、これまで施設整備や放課後児童支援員等の拡充など保育環境の改善を進めており、運営に係る経費が年々増加している状況であります。一方、本市の放課後児童保育室保育料につきましては、運用を開始した平成8年度から見直しを行っておらず、保育室の運営費に占める保育料の割合が、低くなっております。こうした状況の中で、引き続き安定した放課後児童保育室の運営を維持していくため、令和4年度から保護者の皆様に一定程度の御負担をお願いすることとして、次のとおり保育料の額及びその算定に用いる世帯の階層区分を見直しました。

※ 今回の見直しにより、保育室の運営費に占める保育料の負担割合（国の考えでは50%）が、現在の25%程度から30%程度に増加します。

保育料の算定に係る基準表の新旧対照表

(単位：円)

階層		保育料の額			
		第1子		第2子以降	
現行	見直し後	現行	見直し後	現行	見直し後
A (生活保護世帯)	A (生活保護世帯)	0	0	0	0
B (非課税世帯)	B (非課税世帯)	0	0	0	0
C1 (所得税非課税世帯であって、市町村民税が均等割のみ課税される世帯)	C (市町村民税所得割課税額が5,000円未満の世帯)	2,000	3,000	1,600	1,500
C2 (所得税非課税世帯であって、市町村民税所得割課税額が5,000円未満の世帯)		3,000		2,400	
C3 (所得税非課税世帯であって、市町村民税所得割課税額が5,000円以上の世帯)	D (市町村民税所得割課税額が5,000円以上50,400円未満の世帯)	4,000	5,000	3,200	2,500
D1 (所得税課税額が1,500円未満の世帯)		5,000		4,000	
D2 (所得税課税額が1,500円以上30,000円未満の世帯)		6,000		4,800	
D3 (所得税課税額が30,000円以上90,000円未満の世帯)	E (市町村民税所得割課税額が50,400円以上156,600円未満の世帯)	7,000	8,000	5,600	4,000
D4 (所得税課税額が90,000円以上233,000円未満の世帯)		8,000		6,400	
D5 (所得税課税額が233,000円以上503,000円未満の世帯)	F (市町村民税所得割課税額が156,600円以上の世帯)	9,000	12,000	7,200	6,000
D6 (所得税課税額が503,000円以上の世帯)		10,000		8,000	

※ 第2子以降の保育料は、全ての階層において第1子の保育料の2分の1となります。

(裏面に続きます。)

●保育料の算定方法について

同一世帯（一般的には父母）の税資料により保育料を算定しています。

令和4年度

同一世帯（一般的には父母）の住民税の所得割額及び均等割額の合計により算定

令和3年度

同一世帯（一般的には父母）の所得税額の合計により算定

※ 令和3年度までは、保育料を算定するための税資料（源泉徴収票又は確定申告書の写し）を御提出いただいておりましたが、住民税で算定することに伴い、令和3年1月1日時点及び令和4年1月1日時点で新座市に住民登録がある方（未申告者は除く。）は、市で税資料の確認ができることから税資料の提出が不要になります。

※ 住民税の所得割額及び均等割額については、自治体で発行している以下の書類で御確認いただけます。

- ・特別徴収税額の決定通知書
- ・市民税県民税 税額決定・納税通知書
- ・住民税課税証明書

●延長保育の廃止について

通常の保育終了時間を午後7時までにしめます。

令和4年度

保育時間

平日 市内公立小学校の放課後から午後7時まで

土曜日 午前8時から午後6時まで

学校休業日 午前8時から午後7時まで

※ 保育室の利用に当たっては、就労等により家庭での保育ができない範囲で利用していただきますよう、よろしく申し上げます。

令和3年度

保育時間

平日 市内公立小学校の放課後から午後6時まで

土曜日 午前8時から午後6時まで

学校休業日 午前8時から午後6時まで

延長保育

平日及び学校休業日（土曜日を除く。）午後6時から午後7時まで

※ 令和3年度までは、午後6時から午後7時まで保育室を利用希望する場合、利用開始の前月10日までに保育課に申請が必要でしたが、延長保育利用申請は不要になります。